

# 各務原市学校適正規模・適正配置等に 関する基本計画

令和2年5月25日 答申  
令和2年6月 4日 決定

### Ⅲ. 学校の適正規模・適正配置について

教育環境の整備に当たっては、一定規模の集団で行う教育によって、学校が教育効果を発揮できるよう、基本方針意見書で提言を受けた学校規模を考慮しながら、取組を進める必要がある。

また、学校の規模適正化を進めていく上で、学校の統合や新設、校区の見直しなどによる通学条件（通学距離、通学時間、通学手段）について、児童生徒の身体的負担や安全面などに配慮しつつ、地域の実態を踏まえた適切な条件を確保できるようにする必要がある。

#### 1. 適正規模について

##### (1) 適正な学校規模について

小学校については、単学級の解消を図り、クラス替えが可能な1学年複数学級の確保を考慮し、12学級（1学年2学級）から18学級（1学年3学級）を適正規模とする。集団による学習活動の活性化、豊かな人間関係の形成や授業の効果的な展開等の面で、十分な教育効果をあげるためには、1学級20人程度の規模の児童生徒を確保することが望ましい。

中学校については、5教科（国語・社会・数学・理科・英語）に複数の教員を配置したり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。

小学校 12学級（各学年2学級）～18学級（各学年3学級）

中学校 9学級（各学年3学級）～18学級（各学年6学級）

##### (2) 適正化すべき範囲について

###### ① 適正化すべき範囲を定める趣旨

学校規模の適正化は、学校の統合や分離、通学区域の調整などを行うため、学習環境・通学環境などに大きな影響を与えるものであり、児童生徒の負担を考えれば、無理な適正化は進めるべきではない。適正規模を下回る状況であっても、ある程度の学校規模が確保されている状況であれば、小規模校の利点の最大化を図り、教育指導面や学校運営面の工夫や努力により、小規模化による課題の緩和を図ることも考えられるため、学校の取組や児童生徒数の動向を見守っていく必要がある。

そのため、学校の規模を適正化する方法によって、小規模化による課題を解決する必要性の高い範囲を「適正化すべき範囲」として明確にする必要がある。